第 74 回 金沢市都市計画審議会議事録

１．日時

平成 26 年 2 月 27 日（木）15:00～15:45

２．場所

金沢市役所７階　全員協議会室

３．出席委員

①学識経験者　　（各５０音順）

朝倉　　忍	金沢市農業委員会長
坂本　英之	金沢美術工芸大学教授
高山　純一	金沢大学教授
中村　明子	弁護士
浜田　憲一	石川県消費生活支援センター所長
半田　隆彦	金沢経済同友会理事
森　　俊偉	金沢工業大学環境・建築学部長

②市議会議員

清水　邦彦	金沢市議会副議長
高岩　勝人	金沢市議会総務常任委員長
小阪　栄進	金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

有野　充朗	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）
鈴木　研司	石川県土木部部長（代理）
水野　裕志	石川県農林水産部長（代理）
毛利　哲朗	石川県警察本部交通部長（代理）

④市民

西野　　茂	金沢市町会連合会副会長

○司会

定刻となりましたので、只今から、第74回金沢市都市計画審議会を開会いたします。

本日の都市計画審議会では計画案件１件、意見聴取案件１件の計２件ございます。

十分なご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の池上が一言、ご挨拶を申し上げます。

○池上局長

都市整備局長の池上でございます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、今年度最後の審議会になるかと思います。これまでご審議頂きました案件については、順次決定手続きがなされております。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、北陸新幹線開業まで、あと１年ほどとなりました。玄関口である金沢駅西広場は、本年３月の完成をめざし、また西金沢駅も新幹線開業までの完成に向けて整備を進めています。

また、これまでは、新幹線を見据えたまちづくりを進めてきましたが、今後は、新幹線開業後を見据えたまちづくりを念頭において、より一層魅力ある金沢らしいまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。今後も皆様方のご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日の都市計画審議会の審議案件は計画案件１件、景観法に基づく意見聴取１件でございます。長町武家屋敷群の景観地区の決定とそれに伴う景観計画の変更についてです。ご審議のほどどうかよろしくお願い致します。

○司会

ここで、委員の異動がございましたのでご報告致します。市議会役員の交代によりまして新たに就任されました金沢市議会副議長清水邦彦委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

●会長

議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内15名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第５条第２項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、金沢市都市計画審議会運営要領第７条の規定により、議事録の署名委員を指名させて頂きます。今回は、朝倉委員、半田委員にお願いいたします。お二人にはどうぞよろしくお願いいたします。

●会長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、「議案第351号 金沢都市計画　景観地区の決定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第 351 号「金沢都市計画　景観地区」の決定についてご説明いたします。

本案件の景観地区につきましては、今回本市におきまして初めて指定するものでありますので、まず始めに景観地区の概要から説明させていただきます。こちらのスクリーンと、スクリーンの内容を印刷したこちらの資料と併せてご覧下さい。

景観地区とは、景観法により規定される、都市計画法上の用途地域、高度地区といった地域地区の一つであります。平成 16 年の景観法の施行に伴い、都市計画法が改正され、これまでの美観地区から景観地区に移行されました。

従来の美観地区は、市街地の景観を維持する目的でありましたが、これに対し景観地区は、市街地の景観の維持のほか、新たな市街地の景観の形成を図るため都市計画に定めるということになります。

現在、景観地区は従来の美観地区も含めますと全国で 20 の自治体で 36 地区において指定されていますが、北陸では初の指定となります。

次に、景観地区において、都市計画で定める事項ですが、こちらの、位置・区域・面積・名称、そして、建築物の形態意匠の制限は必須事項となります。

また、こちらの建築物の高さの最高限度又は最低限度・壁面の位置の制限・敷地面積の最低限度は必要に応じて定めることができる選択事項となります。

これらの制限を定めることにより、建築物の建築等を行う場合、こちらは新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更という行為が対象となりますが、形態意匠の制限につきましては、景観法に基づきあらかじめ認定申請書の提出が必要となり、認定証の交付を受けた後でなければ工事に着手できないこととなります。

また、高さの制限・壁面の位置の制限・敷地面積の最低限度につきましては、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければ着手できないということになります。

以上が景観地区の概要となります。

それでは、長町景観地区の説明をさせていただきます。お手元の議案書は、２ページから５ページになりますが、こちらのスクリーンにてご説明しますので、こちらの資料と併せてご覧下さい。

まず、位置の確認です。こちらが、金沢市役所、森山有松線、こちらが、観音堂上辰巳線になります。こちらの、赤線で囲まれた部分が本案件の「長町景観地区の区域」で面積は約 7.7ｈａであります。

こちらの地区は、周辺の街並みや自然地形と調和のとれた、金沢らしい個性ある景観形成を実現するため指定するものであります。

拡大した計画図であります。こちらが、観音堂上辰巳線、こちらが長町緑地、前田土佐守家資料館、そしてこちらが聖霊病院になります。こちらの、赤線で囲まれた部分が長町景観地区の区域となり、区域内には保全指定用水である大野庄用水が流れています。

景観地区の区域は、昭和 43 年に全国初の景観条例である伝統環境保存条例により指定された伝統環境保存区域を軸にしています。

こちらの、黄色で薄く着色された部分が、当時の伝統環境保存区域になります。当時の伝統環境保存区域は、長町武家屋敷群と、金沢で最も古い用水である大野庄用水の両岸 20mの範囲で指定されていました。こちらの、赤い線で連続するものが、土塀や門になります。こちらの茶色で着色されているものが、昭和 25 年以前に建築された伝統的な建築物、金澤町家を示しています。

また、こちらの緑色で着色されたものは、庭木や庭園を示しています。

景観地区の区域設定にあたりましては、「連続する土塀及び門」、「用水景観」、「庭木や庭園」、「長屋門や金澤町家」という４つの景観特性の連たん性を考慮いたしました。

こちらが現況写真です。左上の写真ですが、住宅地である当該地区の特徴として、黒瓦屋根の家並みがあります。昭和43年から景観誘導の取り組みの結果、新たに建築された住宅が、数多く残る金澤町家と調和し、特徴ある景観を形成しています。右上の写真ですが、長町武家屋敷群地区に連続する土塀は、大野庄用水沿いに連続する土塀と合わせて、金沢固有の景観を形成しており、この点においても、他の地区では見られない特徴ある景観を形成しています。左下の写真ですが、土塀と合わせて、長屋門や武士系住宅を含む金澤町家が現存しており、これらの敷地には右下の写真のように多くの庭木や庭園があり、大野庄用水と一体的な景観を形成しています。
また、冬には、土塀のこもかけや雪吊りが施され、他の季節とは異なった趣のある景観が見られるのも特徴であります。

今回、長町景観地区においては、このような本市固有の景観を保全するため、先程ご説明しました都市計画で定める制限事項のうち、建築物の形態意匠の制限を都市計画で定めることとしました。

それでは、建築物の形態意匠の制限内容についてご説明します。形態意匠の制限は、３点について定めることとしています。

１点目は、建築物の屋根の形態に関する事項です。

屋根につきましては、高さ10m以下の低層建築物と10mを超える中高層建築物に分けて基準を設けます。低層建築物の屋根は、30㎝以上の軒の出のある勾配屋根とすることとします。なお、勾配につきましては、3.5/10から5/10の勾配といたします。

また、屋根は日本瓦葺きとします。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができます。

中高層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とすることとします。

２点目は、色彩に関する事項です。

屋根と、外壁について色彩の基準を設けることとします。屋根は、黒瓦屋根の家並みを保全するため、黒色とします。ただし、茶室や門などの屋根を銅板葺きとする場合や、伝統的な街並みと調和するものは例外として認めることとします。

外壁は、マンセル値で定める茶又はベージュとします。具体的に、こちらの色相ごとに、使用できる明度、彩度を定めます。ただし、外壁の一部を漆喰などの伝統的な素材にする場合や伝統的な街並みと調和するものは例外として認めることとします。

こちらは、外壁の色見本になりますが、赤線で囲まれた部分が使用できる範囲となり、木色を表しています。地区内に数多く残る金澤町家との調和を図るため、木色といたしますが、現在の景観条例で推奨色としている色彩になります。

また、色彩基準には、禁止色を設けることとします。こちらは、一例ではありますが赤線で囲まれた部分、彩度の高い色彩を禁止色とします。この禁止色につきましても、現在の景観条例で禁止色として定めているものと同じものになります。

３点目は、建築物の屋外設備などに関する事項です。

屋外設備は、太陽光発電設備とその他の設備について定めます。太陽光発電設備につきましては、「公共空間等から望見できる場所には設置しない。」、「屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。」、「外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。」、「屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とし、外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。」このような制限となります。

また、その他の設備等としましては、エアコンの室外機や給湯器、最近では電気温水器などが該当しますが、公共空間等から望見できる場所には設置しないこととします。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したものについては、この限りでない。とします。

また、風力発電設備は、屋上には設置しない。以上が屋外設備等に関する事項となります。

ここまで、３つの基準について、ご説明いたしましたが、認定の特例としまして、基準に適合しない場合でも、景観に寄与する建築物や、景観に支障がない建築物につきましては、基準の一部又は全部について適用しないことができることといたします。

なお、この場合は、あらかじめ金沢市景観審議会に意見を聞くこととします。

最後に、本案件は平成 26 年２月７日から２月 21 日までの２週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上が、長町景観地区の説明となりますが、建築物のほか、工作物や土地利用に関する制限につきましては、条例で定めることとしていますので、本案件の都市計画決定告示は、今後公布されます条例の施行日に併せて行う予定であります。

以上で説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ａ委員

資料２ページの都市計画で定める事項について、建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限は建築確認で担保とありますが、建築基準法では軽微な工事、例えば10㎡以下の増築工事は建築確認申請が不要となっていますが、この場合はどのようにして担保するのでしょうか。

○事務局

長町地区につきましては、準防火地域が指定されていますので、10㎡以下の増築工事であっても確認申請が必要となります。

●Ａ委員

改築でもですか。

○事務局

はい、必要となります。

●Ａ委員

わかりました。

●会長

他にご意見もないようですので、本案件通り答申します。

●会長

続きまして、「議案第352号　金沢市景観計画の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 352 号金沢市景観計画の変更について説明いたします。平成 21 年 10 月に施行されました「金沢市景観計画」において、先ほど議案第 351 号でご審議いただきました「景観地区」に関する事項の追加と文化的景観地区の区域追加を行うため景観計画を一部変更する予定です。景観法第９条第２項の規定に基づき、本審議会でご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

お手元の議案書、６ページから９ページとなりますが、Ａ３の資料にて説明させていただきます。

資料１ページ目です。今回の景観計画の変更は２項目ございます。一つは、「景観地区に関する事項」として、手続きの流れや景観形成基準などを追加。こちらは第２章の２に追記します。そして、二つ目は文化的景観に関する事項として、「金石」「大野」区域の新たな追加。これは、第６章の中での変更となります。この二つの項目について変更を行います。

２ページは、先ほどの景観地区の決定でも説明させていただきましたが、建築物・工作物については市長の認定が必要となり、土地の形質の変更などは市長の許可が必要となります。また、建築物の認定基準は都市計画決定にて、工作物の認定基準と土地の形質の変更等の許可基準は条例で定めることになっております。

３ページは、長町景観地区の区域図です。これも先ほどの景観地区の決定で説明させていただきましたが、右上の黄色の枠内に列記されている、「土塀・門」「用水景観」「庭園・庭木」「長屋門・金澤町家」、この４つの景観特性の連たん性を考慮して範囲を指定しています。

４ページ以降が、実際の景観計画に追加されるものです。右側に申請以降の流れが載っています。認定の申請が提出されましたら、基準に適合、不適合の審査を行い、適合しているとなれば認定証が交付され、工事着工ができます。また、適合していない場合、適合するよう指導を行いますが、申請から 30 日以内に審査を終了しなければならないため、30 日間で適合しなければ、適合しない旨の通知書を交付すると共に、再申請して頂くことになります。

続いて５ページ目です。申請が必要な行為や申請の対象外となる行為については、基本的には従来の景観計画に規定している届出行為と同じなので、説明は省略させていただきます。

６ページの右側ですが、長町景観地区の位置図と景観形成方針です。景観形成方針については、従来の方針と変更はなく、再掲となりますので省略いたします。

７ページから９ページが景観形成基準を列記したものです。新基準の基本的な考え方は、従来の景観形成基準、この地域は伝統環境保存区域。その基準の中で、長町に必要な基準を抜き出し、そして景観地区としての長町の特性を活かすための認定基準を追加する。このような考え方で作成しております。また、従来の基準についても一部言い回しを長町にあうように修正した箇所もございます。

７ページは低層建築物、通常２階建ての住宅などがあてはまる高さが 10m以下の建築物の基準です。太字のゴシックが、先ほどの議案 351 号景観地区の決定にてご審議いただいた景観地区として都市計画決定される認定基準です。また、赤色の下線が一

部言い回しなどを修正した基準です。なにも印がない項目については、従来の景観形成基準をそのまま運用するモノでございます。
建築物の認定基準については、先ほど説明させていただいておりますが、軒の出や屋根の勾配、黒瓦葺きなどの基準が列記されています。また、認定基準以外の基準として、例えば、左上の配置のなかの赤下線部、「道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間確保に努める。」や右側中段ぐらいの緑・用水等について、「土塀・門の保全に努める」「生垣・竹垣や板塀・土塀の設置に努める」など、長町の景観特性を活かすための基準となっております。
次の８ページは中高層建築物、３階建てを超えるマンションなどがあてはまる高さが10mを超える建築物の基準ですが、先ほどの低層建築物と違うのは、屋根の基準です。左の形態意匠の欄において、「勾配屋根とするなど形状に工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする」としております。他は基本低層建築物や従来の基準と同様となりますので、省略させていただきます。
続いて９ページです。左側は、工作物等の基準です。先ほどと同様、ゴシックの太字は認定の基準、こちらは、都市計画決定ではなく条例で定める認定基準となります。
認定基準の、まず、高さについてですが、「公共空間から望見できる場合は、建築物の高さの制限以下とすること」。高度地区や第一種低層住居専用地域の高さ制限以下としなさいとうことです。
また、形態意匠色彩においては、地区内の伝統的な街並みと調和するモノとする。色彩において禁止色は使用しない。これらが、認定の基準となります。
そのほか、地区内の伝統的な街並みと調和すること、公共空間から望見できないように配慮することや、やむを得ない場合でも目隠し修景等をするなどが基準としてあげられています。
右側については、土地の形質・その他の基準です。こちらのゴシック体は認定ではなく許可基準として、条例で定める基準となります。
土地の形質等において、「土地の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和にならないこと」や緑・用水においては、「木竹の伐採や資材置き場等の物件の堆積について、景観が伝統的な街並みと著しく不調和にならないこと」としており、物件の堆積ではさらに「望見できる場合は、板塀、土塀等で目隠しすること」としています。
また、特記事項において、右下になりますが、建築物・工作物の認定の特例として制限の全部及び一部を適用しないことができることも記載されています。
景観地区に関する事項は以上ですが、引き続き文化的景観に関する事項について説明いたします。
同資料10ページ以降とパンフレットを併せてご覧ください。
パンフレットの裏面をご覧ください。文化的景観とは？ということで、風土に根ざして営まれてきた人々の生活や生業のあり方を表す景観地のことをいいます。平成16年の文化財保護法の改正に伴う新たな文化財の種類で、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定する制度であります。現在、全国で38件選定されています。
それでは、資料の説明に入ります。資料10ページをご覧ください。文化的景観の具体的なイメージとして、左下の写真に示すような兼六園の雪つりや浅野川の友禅流しなど、地域の文化を映した貴重で価値の高い景観があげられます。
本市の文化的景観の保存の取り組みについてご説明いたします。
平成19年に市内全域を対象とした文化的景観の基礎調査を実施し、平成20年に旧城下町区域について詳細調査及び保存計画書の策定を行いました。平成21年に中央下の区域図に示しております、「旧城下町区域」及び「卯辰山区域」を、金沢市景観計画で文化的景観区域として位置づけ、その区域のうち、金沢城跡の周辺区域などを国

へ重要文化的景観の選定申出を行いました。平成22年２月に国の重要文化的景観に選定され、文化的景観の価値を活かしたまちづくりを推進しています。

また、藩政期に、北前船による城下町金沢の外港として、また、物資の運搬の拠点として、城下町金沢の形成・発展にかかわりの深い地域である金石・大野地区については、平成21年から基礎調査に入りました。昨年この地域住民に基礎調査結果の説明を行い、右下図に示します両区域を金沢市景観計画の文化的景観区域に位置づける方針についてご理解を得ております。

両区域は、金沢市景観計画において、歴史と伝統を感じさせるまちなみの景観形成を図る伝統環境保存区域として既に位置づけられています。新たに文化的景観区域に追加することで、文化的景観の価値を活かした事業をさらに展開するとともに、地域の文化が映し出された景観を地域住民とともに守り、将来的には、国の重要文化的景観の選定も視野にまちづくりを推進していきます。

11ページ以降が景観計画に記載されている内容及び変更（案）で、朱書きが変更部分となります。

まず､11ページでは､第6章　文化的景観に関する事項の文化的景観区域において、右側上に金石町区域、大野町区域の区域図を追加しています。

続いて、12ページです。文化的景観の現状として（２）「金石町区域」の概要を追加しています。藩政期から木材の物資の移出入を担う城下町金沢の流通の要地として重要な役割を担い、発展したまちであり、現在も藩政期に由来する街路やまち割りが継承されるとともに町家などの歴史的建造物が数多く分布しております。

また、大野湊神社の祭礼行事など地域の伝統文化が色濃く継承されていることなどを追記しています。

続いて13ページは（３）「大野町区域」の概要です。加賀藩の政策として奨励された醤油製造業が現在も継承され､醤油蔵などが特徴的な景観を創出しています｡また、金石と同様に藩政期に由来する街路やまち割りが継承されるとともに、山王悪魔払いなどの伝統行事が継承されていることなどを追記しています。

両区域とも、地域の歴史や文化を映した貴重で価値の高い景観が数多く残されており、今回、文化的景観区域に追加するものであります。

以上が、文化的景観に関する事項の変更点であります。

これで、金沢市景観計画の変更の説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ｂ委員

意見になりますが、文化的景観について、大野地区、金石地区の住民の方々の内、どれだけの方が認識をしているのかということです。住民の方々が認識をしていない限り今日審議した内容が実行できないということになります。また、長町地区につきましてもここは自分たちの住居であって観光地ではないというような意見を仰る方も少なからずおられます。今回当初予算におきまして、雪吊りの補助など、これも一貫なのだろうと思いますが、このようなものもしっかり周知徹底されて実行していただかないとみなさんが思い描いている文化的景観、景観地区が実行できないと思いまが、どのようにして住民の方々に理解を求めていくのでしょうか。

○事務局

景観政策課でございます。

長町の景観地区の指定につきましては、３年前から地元の皆様と、まずは長町のまちづくりをどうしていくかということで話し合いを進めてまいりました。その中で様々な課題があるということは承知しておりまして、その間勉強会、説明会を開催していく中で、まずは長町の景観を次の世代に伝えていくために、町並みを残していくというところから始めようということで合意形成が図られたことから景観地区の指定に至ったということです。あくまでも景観地区の指定をスタートとして、今後もさまざまなりわいについて地元の皆様と協議をして対応していきたいと考えています。

文化的景観を所管しています歴史建造物整備課でございます。

文化的景観につきましては、昨年度大野地区、金石地区の皆様に公民館に集まっていただきまして、地域の歴史、価値などについて文化的景観に位置付けることは今後のまちづくりにおいて意義があるというようなお話をさせていただきました。その中で、地域にとってどんなメリットがあるのだろうかというような意見もありましたが、位置付けをすることにより価値を共有してまちづくりに生かしていくことが重要なことということで理解を得られたということです。文化的景観に位置付けられましたら、地域の皆様に町会の回覧などで周知していきたいと考えています。

●Ｃ委員

高岩委員の仰る通り、やはり住民の方々のご理解と周知が大切だと思います。資料の景観形成基準に、「町並みと著しく不調和とならないこと」や「調和することとする」といった抽象的な表現が記載されていますが、物件毎に違うということで具体的に表現するのは難しいと思いますが、住民の方々がある程度イメージできるようなイラストなどを用意していただいて、自分の所で何か変化がある時は考えやすいように配慮していただければと思います。

○事務局

委員のご指摘の通りでございまして、長町景観地区の指定におきまして、従来の景観条例上は届出でよかったものが、建築物、工作物については認定、その他の行為については許可ということになります。そして、基準も多くなることから、屋根の形状や軒の出であったり、推奨色や禁止色をマンセル値で示させていただいきました。ただし、個々の事案もありますのでそのあたりにつきましては、デザインコードで示していきたいと考えています。

●会長

それでは、いくつか意見がありましたが、本案件どおりとして進めていただきたいと思います。

●会長

それでは、続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書は10ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

平成25年5月29日に開催しました、第73回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第347号「金沢都市計画　地区計画の決定」（金沢森本インター工業団地地区）、議案第349号「金沢都市計画　第一種市街地再開発事業の決定」（片町Ａ地区）につきましては、平成25年7月1日付け金沢市告示第190号で決定の告示がなされております。

また、議案第346号「金沢都市計画　用途地域の変更」（河原市地区・野田地区）、議案第348号「金沢都市計画　地区計画の変更」（野田地区）および議案第350号「金沢都市計画　高度利用地区の変更」（片町Ａ地区）につきましては、平成25年7月1日付け金沢市告示第191号で変更の告示がなされております。

その他、平成25年8月8日付で郵送により個別にご意見をいただきました、屋外駐車場の路面の色彩に関する景観形成基準の追加に伴う「金沢市景観計画の変更」につきましては、平成25年9月24日付け金沢市告示第252号で告示され、平成25年11月1日から効力発生となっております。

以上が案件結果報告です。

●会長

ただいまの報告事項について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●会長

それでは、その他に委員の皆様から何かご討議頂くような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

●会長

私の方から、先ほど景観計画の変更でもありましたが、住民に対する周知や理解の必要性を十分認識したかと思います。また、長町地区のようにルールを設ける場合はしっかりとした調査が必要だと思います。そのあたりは今後必要に応じて対応していただきたいと思います。

●会長

これで、本日諮問のありました案件について、滞りなく審議が終了しました。

以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。

○司会

森会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議をいただきあり

がとうございました。

ご審議いただいた案件につきましては、手続きを進めさせていただきます。

また、本日いただきました住民の方々のご理解を得ることの必要性、重要性などの貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。